

中山間地域農業直接支払事業の取組

中山間地域の農地は、食料生産とともに水源のかん養や洪水の防止機能、良好な景観形成などの多様な機能を担っていますが、平地に比べ自然条件や社会条件が厳しいことから、高齢化の進展や担い手の減少、耕作放棄地の増加などによりその役割が低下するおそれがあります。

平成12年度から始まった「中山間地域農業直接支払事業」は、中山間地域の農地の荒廃を防止し、農地のもつ多様な機能を持続させるために、「農地を守る協定」に基づいた、耕作者のみなさんが行う主体的な活動を支援する事業です。

平成17年度からは、中山間地域における農地の多面的機能の維持・増進を一層図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を推進するとの考えのもとで、この事業を継続的に実施することとなりました。



【対象地域】

特定農山村法指定地域 富士見町全域

【対象農用地】

対象地域内にある農振農用地区域内の1ha以上まとまった農地で、右表の基準により町長が指定します。

【集落協定】

この事業では、「農地を守る協定」を締結し、町長の認定を受けることが必要です。また、協定に基づく主体的な活動は、5年間以上継続しなければなりません。

町内では、現在13の集落協定が締結され、それぞれ協定に基づいた活動を行っています。平成17年度の実施状況は、「平成17年度集落協定地区一覧表」のとおりです。

【平成17年度共同取組活動の実施状況】

- ☐ 農地の法面の崩壊を未然に防止するための定期点検
- ☐ 道・水路の維持管理、簡易補修
- ☐ 景観作物の作付け
- ☐ 共同機械利用など

【お問い合わせ】 産業課 農林係
☎62-9232 有9232

対象農地区分	勾 配 基 準	交 付 金 額
急傾斜農用地	田：1/20以上 (水平距離20mに対して1m以上の高低差)	21,000円/10a
緩傾斜農用地 *急傾斜農用地に挟まれ、連坦している場合のみ該当	田：1/100以上 1/20未満	8,000円/10a

【平成17年度集落協定地区一覧表】

集落協定名	協定面積(㎡)	参加農家数	交付金額(円)
立 沢	2,637,591	288	53,950,051
乙 事	940,168	123	19,743,528
烏 帽 子	72,744	23	1,527,624
下 薦 木	114,498	25	2,404,458
田 端	76,605	22	1,608,705
上 薦 木	69,725	32	1,464,225
高 森	254,852	46	5,351,892
葛 窪	345,310	82	7,124,071
御射山神戸	57,364	25	1,204,644
小 六	188,939	34	3,967,719
池 袋	110,524	29	2,321,004
新 田	42,881	14	720,400
先 達	180,712	38	3,035,961
合 計	5,091,913	781	104,424,282

富士見町農業委員会からのお知らせ

田や畑などの農地を、耕作目的で盛土・埋土などをして改良される場合は『農地改良届』の提出が必要になります。規模の大小にかかわらず改良される予定の方は、町農業委員会事務局（☎62-9234 有9234）又は地区担当農業委員へご相談ください。